

京都市告示第502号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和4年1月7日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

天満屋町町内会

2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 所有する資産の維持管理及び運営に関すること。
- (2) 交通安全, 防犯, 防火等に関すること。
- (3) ごみ処理, 排水など保健衛生に関すること。
- (4) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関すること。

3 区 域

京都市上京区天満屋町全域

4 主たる事務所

京都市上京区御前通上ノ下立売上る天満屋町310番地2

5 代表者の氏名及び住所

上野 健治

京都市上京区御前通上ノ下立売上る天満屋町310番地2

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

令和3年12月28日

(文化市民局地域自治推進室)